

【答申の概要】＜諮問第181号＞特定事案に係る静岡県職員措置請求に関して特定日に実施された陳述記録等の部分開示決定に対する異議申立て

件名	特定事案に係る静岡県職員措置請求に関して特定日に実施された陳述記録等の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	文書1 地方自治法第242条第6項の規定に基づき実施された請求人の陳述の記録 文書2 地方自治法第242条第7項により請求人等の立会いを認めた上で実施した監査対象機関の陳述の記録
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県監査委員（監査課）
諮問期日	平成25年2月22日
主な論点	国が推進する特定事業（本件事業）等の情報を掲載している特定のWebサイト（※）上で、氏名が公表されている当該事業関係者の情報の条例第7条第2号（個人情報）該当性 ※ 静岡県が設置、運営している特定の基金のWebサイト

審査会の結論

静岡県監査委員が、本件対象文書の一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別表（略）に掲げる部分を開示すべきである。

審査会の判断

当審査会は、本件対象文書を見分した上で、本件対象文書中で非開示とされている氏名の非開示情報該当性について審査した結果、以下のように判断する。

なお、諮問庁は、本件処分は部分開示決定ではあるものの、本件対象文書の性質上、異議申立人がその内容を知り得るものであり、全部開示されているに等しいことから、異議申立人には不服申立ての利益はないとするが、何人も、公文書の開示を請求して、所定の手続により公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けられることが条例で規定されており（第5条、第6条及び第16条）、このことは諮問庁の主張するような事情があったとしても変わりはないものと解するのが妥当である。

1 本件対象文書の内容及び性質について

本件対象文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づいてなされた静岡県職員措置請求（住民監査請求）を受け、諮問庁が特定日に実施した住民監査請求の請求人（以下「請求人」という。）及び監査対象機関の陳述等の記録である。

2 監査結果の公表状況等について

(1) 監査結果の公表状況

法第242条に規定されている住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法、不当な財務会計上の行為を、住民が監査委員を通して是正、防止する制度であり、その趣旨は、住民のイニシアティブによって地方公共団体の行財政の適正な運営を確保することにより、住民全体の利益を擁護することにある。

この住民監査請求に係る監査手続については、監査請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないこと（法第242条第6項）、監査結果については、監査委員の説明責任を全うする観点から、監査請求人に対して通知するとともに、公表しなければならないこと（同条第4項）等が定められているが、陳述の実施方法、監査過程の公開の可否、監査結果の公表方法や公表内容等に係る具体的な規定がないため、法第199条第8項等の監査委員の職務権限の規定を根拠に、住民監査請求制度の趣旨、目的を踏まえた監査委員の合理的な裁量に委ねられて

いると解される。

諮問庁に対して、陳述の実施方法及び監査結果の公表方法について確認したところ、通例、陳述は傍聴を認めた上で実施し、監査結果は静岡県監査委員に関する条例（昭和25年静岡県条例第50号）第11条の規定に基づき、インターネット上で閲覧可能な県公報に登載して公表することとしており、本件でも、通例どおり取り扱ったとのことである。

また、監査結果として公表する内容についても諮問庁に確認したところ、①認定事実、判断、結果だけでなく、監査の請求から監査の実施までの経過等も含まれ、②原則として監査請求人については実名を公表するが、その他の個人名については、監査対象機関の職員も含めて、氏の部分をローマ字表記した場合の頭文字で記載し、③監査請求人や監査対象機関の提出した意見書等の書面はほぼ原文のまま掲載しているとのことであり、本件の公表資料についても同様の内容が含まれているとのことであった。

(2) その他の公表状況

本件事業の実施主体となろうとする団体は、申請に当たって、主たるメンバーの氏名、略歴等を記載項目に含む団体概要書を提出することが求められており、提出された団体概要書は、本件事業に関する特定のWebサイト上で公開されることとなっている。

当審査会の事務局職員に確認させたところ、本件に係る住民監査請求で名称が挙げられた実施主体たる団体（以下「本件団体」という。）に関しても、主たる活動メンバーの氏名、略歴（所属団体及び役職）が記載された団体概要書が当該Webサイト上で公開されていた。

なお、県公報に登載された本件に関する監査結果においては、本件団体が申請に当たり提出した団体概要書中の主なメンバー7人のうち5人に関し、氏についてはローマ字表記した場合の頭文字で記載されており、所属団体の名称については、株式会社以外の団体は実名で、株式会社はローマ字表記した場合の頭文字で記載されている（以下、個人の氏や団体の名称について、ローマ字表記した場合の頭文字で記載することを「イニシャル表記」という。）。

3 非開示情報該当性（条例第7条第2号該当性）について

(1) 文書1

文書1は、法第242条第6項の規定に基づき実施された請求人の陳述の記録であり、作成日、表題、陳述を実施した日時及び場所、陳述出席者並びに陳述記録に関する注記が記載された表紙部分と、発言者を明らかにしてほぼ逐語的に作成された陳述結果部分とで構成されている。また、陳述結果部分は、各監査委員の紹介、趣旨説明、請求人の確認、立会人の確認、請求人の陳述、請求人の陳述に対する質問及び請求人の陳述に対する意見の項目に区分されている。

ア 表紙部分

作成日、表題、陳述を実施した日時及び場所、陳述出席者並びに陳述記録に関する注記が記載された箇所であり、請求人の陳述の機会に代理人として参加した者（以下「陳述代理人」という。）の氏名、傍聴人の氏名、肩書等が非開示とされている。

特定の個人が請求人の陳述の機会に代理人として参加したり、陳述を傍聴したりしたという情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報であり、県公報に掲載された監査結果にも記載されておらず、他に公表されている事情もうかがえないことから、同号ただし書アには該当せず、陳述代理人の氏名及び傍聴人の氏名は非開示が妥当である。

イ 「4(3)請求人の確認」

進行役を務める監査委員から質問を受けた請求人及び陳述代理人が、氏名及び住所を答え

たことが記載された箇所であり、陳述代理人の氏名及び住所が非開示とされているが、陳述代理人の氏名については、アのとおり、非開示が妥当である。

ウ 「4 (5) 請求人の陳述」 (2 頁 4 行目から 4 頁 25 行目まで)

請求人が予め提出した「静岡県職員措置請求書」及び「補充書」(以下「請求書等」という。)をほぼ原文のまま読み上げた内容が記載された箇所であり、特定の団体の支援者とされている者の氏名、請求人の生年月日、本件団体を構成する主たる団体の構成員の氏名及び所属する団体における役職並びに特定の勉強会で発表した者の氏名が非開示とされている。

当該箇所は請求書等を読み上げた箇所であるところ、2 (2) で述べたとおり、請求書等は、県公報にほぼ原文のまま掲載され、県公報の上記非開示箇所に対応する箇所では、本件団体を構成する主たる団体の構成員の氏がイニシャル表記され、所属団体の名称や役職が明示されている。

さらに、本件に係る監査結果の別の箇所では、団体概要書からの引用として主なメンバー 7 人のうち 5 人の氏及び所属団体の名称がイニシャル表記されているため、結果として、県公報でイニシャル表記された者と本件事業に関する特定の W e b サイト上で実名が公表されている団体概要書中の主なメンバーとの対応関係が明らかとなっている。

以上のことから、非開示とされた氏名の部分のうち特定の団体の支援者とされている者を除く部分は、慣行として公にされている情報として、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当し、開示が妥当である。

しかしながら、特定の団体の支援者とされている者の氏名については、条例第 7 条第 2 号本文の個人に関する情報であり、県公報に掲載された監査結果にも記載されておらず、他に公表されている事情もうかがえないことから、同号ただし書アには該当せず、非開示が妥当である。

エ 「4 (5) 請求人の陳述」 (4 頁 26 行目から 5 頁 34 行目まで)

請求人が請求書等を読み上げた後、進行役を務める監査委員から追加陳述を促された陳述代理人が陳述した内容が記載された箇所であり、陳述代理人の氏名が非開示とされているが、陳述代理人の氏名については、アのとおり、非開示が妥当である。

オ 「4 (5) 請求人の陳述」 (5 頁 35 行目から 8 頁 6 行目まで)

進行役を務める監査委員から、請求書等の内容を読み上げた冒頭の陳述に加えて追加して陳述したい内容があれば陳述するよう促され、請求人が追加的な陳述を行った内容が記載された箇所であり、陳述代理人及び特定の勉強会で発表を行った者の氏名が非開示とされている。

特定の勉強会で発表を行った者の氏名については、ウで述べたとおり、本件対象文書中の他の箇所において明らかとなるため、開示が妥当であるが、陳述代理人の氏名については、アのとおり、非開示が妥当である。

カ 「4 (6) 請求人の陳述に対する質問」

請求人らの陳述を受け、請求人らと各監査委員との質疑応答の内容が記載された箇所であり、①陳述代理人、②本件団体を構成する特定の団体の会長、③特定日に請求人に対して本件団体に関する資料の説明を行った者、④特定の団体の支援者とされている者、⑤特定の団体の支援者とされている者が通っている店舗の主人、⑥特定の団体の定例会に参加した者、⑦本件団体の事業に関してだました人物であると請求人に認識されている者及び⑧本件事業

に係る申請関係資料を提供した者の氏名が非開示とされている。

①については、アのとおり、非開示が妥当である。

②については、前後の文脈から、ウで開示が妥当とした特定の団体の会長の氏名であることが明らかであることから、開示が妥当である。

また、⑤についても、前後の文脈から、本件団体を構成する特定の団体の会長が営んでいる店舗が話題となっており、当該団体の会長の氏名は既に明らかとなっていることから、開示が妥当である。

その余については、それぞれ、資料を説明・提供したり、会議へ参加したり、団体の支援や事業の運営に関して他人から何らかの評価を受けていたりという条例第7条第2号本文の個人に関する情報であり、県公報に掲載された監査結果にも記載されておらず、他に公表されている事情もうかがえないことから、同号ただし書アには該当せず、非開示が妥当である。

キ 「4(7)請求人の陳述に対する意見」

請求人に対する陳述の最後に、進行役を務める監査委員が陳述代理人に対して、監査対象機関の陳述への立会いについて説明した内容が記載された箇所、陳述代理人の氏名が非開示とされているが、陳述代理人の氏名については、アのとおり、非開示が妥当である。

(2) 文書2

文書2は、法第242条第7項により請求人等の立会いを認めた上で実施した監査対象機関の陳述の記録であり、作成日、表題、陳述を実施した日時及び場所、陳述出席者並びに陳述記録に関する注記が記載された表紙部分と、発言者を明らかにしてほぼ逐語的に作成された陳述結果部分とで構成されている。また、陳述結果部分は、各監査委員の紹介、趣旨説明、監査対象機関の確認、立会人の確認、監査対象機関の陳述、監査対象機関の陳述に対する質問及び監査対象機関の陳述に対する意見の項目に区分されている。

ア 表紙部分について

作成日、表題、陳述を実施した日時及び場所、陳述出席者並びに陳述記録に関する注記が記載された箇所であり、陳述代理人の氏名、傍聴人の氏名、肩書等が非開示とされているが、陳述代理人の氏名及び傍聴人の氏名については、(1)アのとおり、非開示が妥当である。

イ 「4(4)立会人の確認」

進行役を務める監査委員から質問を受けた請求人及び陳述代理人が、それぞれ応答したことが記載された箇所であり、陳述代理人の氏名が非開示とされているが、陳述代理人の氏名については、(1)アのとおり、非開示が妥当である。

ウ 「4(5)監査対象機関の陳述」

監査対象機関の陳述内容が記載された箇所、本件団体を構成する主たる団体の構成員である大学教授の氏名が非開示とされているが、当該情報は、本件事業に関する特定のWebサイトで閲覧可能な団体概要書で公表されていることから、慣行として公にされている情報として、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示が妥当である。

エ 「4(6)監査対象機関の陳述に対する質問」

監査対象機関の陳述を受け、各監査委員と監査対象機関職員との質疑応答の内容が記載された箇所であり、意欲的だと監査対象機関の職員に評価されている、本件団体を構成する特定の団体の会長及び本件団体の事務局職員の氏名が非開示とされている。

本件団体を構成する特定の団体の会長の氏名については、本件事業に関する特定のWeb

サイトで閲覧可能な団体概要書で公表されていることから、慣行として公にされている情報として、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示が妥当である。

また、県公報には、特定の頭文字でイニシャル表記された者が本件団体の実質的事務担当者であり本件団体の後継団体の代表者と記載された箇所があり、当該人物の氏名は、(1)ウで述べたとおり既に明らかとなっていることから、意欲的だと監査対象機関の職員に評価されている本件団体の事務局職員の氏名についても、慣行として公にされている情報として、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示が妥当である。

オ 「4 (7) 監査対象機関の陳述に対する意見」

監査対象機関の陳述を受け、進行役を務める監査委員が立会人に意見を求め、立会人が意見を述べた内容が記載された箇所であり、陳述代理人の氏名が非開示とされているが、陳述代理人の氏名については、(1)アのとおり、非開示が妥当である。